

婦人労働資料 No. 124

婦人の就業に関する基本的考え方

— 婦人の就業に関する懇話会報告書 —

昭和 46 年 7 月

後
記

労働省 婦人少年局

は し が き

労働省では、昭和46年3月婦人の就業に関する懇話会を設置し、15名の各専門分野の学識経験者に、婦人と共に主婦の就業に関する基本的考え方を国民経済、育児、家庭責任、婦人の地位等の面から、客観的かつ専門的に検討することを依頼しました。同懇話会は、以来同年6月までの間、総会および分科会の検討を重ね、このたび報告書の提出が行なわれました。

本書は、同懇話会の報告書全文と、さらに同懇話会各分科会報告および参考統計資料を加えて刊行したものであります。

おわりに、極めて精力的に度重なる会合をもち研究を進められ、短期間に結論をまとめられた同懇話会の委員各位に、甚深なる感謝と敬意を表します。

昭和46年7月

労働省婦人少年局長

高橋展子

目 次

まえがき	1
Ⅰ 検討の経緯	3
Ⅱ 主な検討内容	4
1 国民経済的観点からみた婦人の就業	4
2 母性、育児、教育の問題からみた婦人の就業	6
3 婦人の地位、家庭、地域社会の問題からみた婦人の就業	7
Ⅲ 結論と若干の提言	9
1 婦人一般の就業について	9
2 乳幼児をもつ主婦の就業について	10
(付属資料)	
1 婦人の就業に関する懇話会各分科会報告	13
2 参考統計資料	35

まえがき

経済社会の変化に伴ない、婦人の就業は大幅に増加し、とくにここ数年、主婦の雇用化が急速に進み、婦人雇用者のうち有配偶者は4割強を占めるに至っている。

このような主婦の職場進出という新しい事態は、単に婦人自身の生活を大きく変えるのみならず、広く国民経済、児童福祉、家族関係、地域社会等にさまざまな影響を与えるものとして、社会各層から注目されている現状である。

婦人の就業に関する懇話会は、昭和46年3月設置以来、主婦の職場進出をどう考えるべきかについて種々の側面から検討を重ねてきたが、このたび報告書を取りまとめた。

本懇話会の構成委員は、次のとおりである。

阿 部 恂	日本経済新聞社論説委員
○磯 村 英 一	東洋大学学長
氏 家 寿 子	日本女子大学名誉教授
久 保 まち子	日本女子大学教授
○館 稔	厚生省人口問題研究所長
内 藤 寿七郎	愛育病院院長
並 木 正 吉	農林省農業総合研究所計画部長
○西 清 子	評論家、婦人少年問題審議会委員
林 雄二郎	東京工業大学教授
平 井 信 義	大妻女子大学教授

広	田	寿	子	日本女子大学助教授
◎	藤	田	たき	津田塾大学学長
舟	橋	尙	道	法政大学教授
森	岡	清	美	東京教育大学助教授
森	山	豊		東芝中央病院院長

(五十音順、◎は座長、○は分科会主査)

なお、本報告書はわれわれ懇話会委員が、独自の立場から討議を行なった結果、総意をとりまとめたものであることを付記する。

I 検討の経緯

本懇話会は、昭和46年3月15日第1回総会を開催し、主婦の就業についての基本的考え方を客観的に究明することを確認し、検討項目を定め、3分科会を設け、専門的に研究することをきめた。

以来、各分科会において検討を重ねたのち、総会において総合的な討議を行ない、本報告書を作成するに至った。

なお、各分科会における検討項目は次のとおりである。

(第1分科会)

国民経済的観点からみた婦人の就業

- 婦人労働力に対する需給のみとおし
- 主婦の就業の国民経済上のバランスシート
- 低生産性就業分野の近代化の要請と婦人の就業
- 家計における追加収入・多就業形態

(第2分科会)

母性、育児、教育の問題からみた婦人の就業

- 婦人の就業が母性機能に及ぼす影響
- 婦人の就業がこどもの心身の発育に及ぼす影響
- 婦人の就業と人口再生産
- 保育の社会化の方向

(第3分科会)

婦人の地位、家庭、地域社会の問題からみた婦人の就業

- 婦人の地位向上と就業
- 家庭生活の安定と主婦の就業
- 地域社会の安定と主婦の就業
- 調和のあるコミュニティの未来像

Ⅱ 検 討 内 容

1 国民経済的観点からみた婦人の就業

婦人労働力に対する需給のみとおし

わが国の現状では、必ずしも本格的労働力不足とはいえないが、今後の展望としては高度経済成長は持続するものと見込まれ、その中で婦人労働力の需要は増加するとの推測が行なわれた。一方、世帯主賃金、婦人の賃金、家計の各動向、就業構造の変化、婦人の社会参加意欲等の主婦労働力の供給条件を検討した結果、今後の主婦労働力の供給は増加するみとおしが確認された。

主婦の就業の国民経済上のバランスシート

主婦が就業することによる国民経済への貢献度と主婦労働者における出産、育児、家庭責任などに対する社会的コストを比較する国民経済上のバランスシートについては十分な資料がないので、判断することは困難であつた。しかし、一般的にいえ

ば、婦人労働力に対する需要が高まれば、それに対する社会的コストは増加するであろうと推測された。なお、保育施設については、婦人の雇用を促進する機能としては大きいものではないことが指摘された。

低生産性就業分野の近代化の要請と婦人の就業

主婦の就業が中小零細企業などの低生産性分野に片よつてい
る現状が確認され、主婦労働力が安易に得られることは、生産
性向上や労働関係の近代化のための企業努力を鈍らせることに
ならないかという問題がとりあげられた。これに対し、今後、
労働力不足、経済の国際化、産業構造の変化、主婦の意識の変
化等により中小企業といえども生産性が向上するという意見と、
安い労働力に対する企業側の要請と主婦労働力の供給圧力のた
めに、今後とも主婦と低生産性分野とのつながりは存続するで
あろうという意見に分れた。

家計における追加収入・多就業形態

主婦が働くという多就業形態については、経済効率の面での
問題が指摘されたが、生活水準の向上意欲、物価高、教育費の
増大、住宅事情、老後の不安などに対する生活防衛のために主
婦による追加収入の欲求は強く、今後、多就業形態は増加する
であろうと推測された。

なお、これに関連して、日本人の国民性は経済的インセンテ
イブに対して非常に敏感なのではないかとの指摘もあつた。

2 母性、育児、教育の問題からみた婦人の就業

婦人の就業が母性機能に及ぼす影響

就業婦人は出生抑制による高年初産者が多く、そのため母体や胎児の障害率が高くなっている現状が指摘された。また、就業婦人は、労働生活と家庭生活の二重の責任から、体力的、精神的負担が大きく、かつ、通勤等の負担も加わって、家庭婦人にくらべて流・早・死産率が高い点が示された。なお、就業婦人に対する妊娠初期の配慮の必要性が強調された。

婦人の就業がこどもの心身の発育に及ぼす影響

こどもの身体の発育にとつては、母乳と人工栄養とではとくに障害になるような差異は認められない。

しかし、こどもの心理的発達にとつては、母親との接触関係（スキンシップ）は欠くべからざるものであり、とくに9カ月～2才半頃の乳幼児にとつて必要である。また、密接な母子の信頼関係は、こどもの人間形成の上で極めて大切なものである点が強調された。

なお、保育所については、母親育児に比べると保育者と乳幼児の接触量が少ないこと、接触の連続性が保たれないという問題点があることが指摘された。

また、母親の就業が少年期のこどもに与える影響については、母と子のコミュニケーションの内容いかににかかっている点が指摘された。

婦人の就業と人口再生産

わが国の人口政策上、高い人口増加は必要ではないが、人口構成の関係から人口減少は避けるべきであることが指摘された。しかし、就業婦人の平均出生児数（1.62人）が家庭婦人（2.20人）にくらべて低いという現状から、今後、就業婦人が増加するならば、人口減少を招くおそれのあることが指摘された。なお、この点については、婦人の初産年齢をひき下げ、育児期間中、家庭にあつて育児に専念し、育児の手が離れた頃再就職するという婦人のライフサイクルが望ましいという意見が出された。

保育の社会化の方向

施設保育はこどもの成長にとつて家庭保育に代替し得るものではない。しかし、生計を維持するため、あるいは仕事の性質上、就業の中断の困難な母親にとつては、施設は必要な存在である。したがつて、この場合、施設は可能なかぎりこどもの心理的発達に障害となる諸条件を除去するよう配慮が必要である点が指摘された。

一方、婦人がある一定期間保育に専念することに対する社会的評価を高めることの必要性が指摘され、また、その関連で保育期間に対する手当や再就職時における就業上の地位の保障に対する配慮の必要性が指摘された。

3 婦人の地位、家庭、地域社会の問題からみた婦人の就業

婦人の地位向上と就業

婦人が就業することは、経済力をもち、主体性を確立することとなり、就業は婦人の地位向上の前提である点が指摘された。また、結婚、出産等のため職業生活を中断すると再就職時の雇用条件は一般的に低下しがちであるので職業の継続が望ましいと指摘された。

なお、乳幼児をもつ主婦の場合は、育児上の責任から不安定な労働力になりやすく、婦人全体の評価を低める懸念があるが、しかし、婦人が働くことの意志については尊重しなければならず、そのための条件が整備されるような対策が必要であることが指摘された。

家庭生活の安定と主婦の就業

主婦にとって、就業は知識、経験、判断力、経済力を増し、資質を高める上に役立つ場合が多く、夫婦間の情緒関係は一概にわるくなるというのではなく、場合によつては動的な安定を与え得ることが論議された。また、母親の就業がこどもの愛情関係にマイナスに作用するとは一概にはいえないことが指摘された。今後、さらに生活様式の単純化、家事労働の省力化が促進されるであろうから、主婦の就業はより容易となるであろう点についても論議された。

地域社会の安定と主婦の就業

現在、行なわれている地域サービスの機能は主婦が家庭にいる

ことが前提となつているので、主婦が就業によつて不在になることは、集配、防災等の日常生活面に支障をきたしやすいのみならず、同時に地域社会における人間関係の有機的なつながりを弱めるおそれがある。しかし、これらの問題は将来において地域サービス機能（公共的、あるいは商業的）の改善と住民の自主的な組織運動によつて解消されるであろうことが論議された。

調和のあるコミュニティの未来像

現在の社会的機能は、主として昼間に限定されているが、これからの社会においては、いわゆる24時間制の社会の到来とともに就業形態や就業の時間帯が多様化し、主婦の就業も容易になるであろう。また、未来社会においては、人間性豊かな生活への欲求が高まり、婦人に適した新しい職業が生まれるであろうし、価値観の多様化により職業の選択も格段に自由になると予想されることが論議された。

Ⅲ 結論と若干の提言

一 婦人の就業は助長すべきか

1 婦人一般の就業について

婦人が就業することは、産業経済その他の社会的要請に応ずることであり、一方、婦人自身にとつても能力の発揮、自己充

実の機会を広げ、婦人の地位の向上につながるという観点から一般的には助長すべきである。

婦人が結婚後において職業をもつ場合は、現在の社会条件のもとでは、家庭生活の維持の面に多少の支障がなくもなく、また、出生抑制傾向、高年初産等による障害も見い出されるところであるが、これらの問題は、政策努力で解決できないものではないと考える。

なお、主婦が家計補助的労働力として低賃金不熟練労働に大量に就き、かつ、安易な気持ちで働くことにより、労働関係の近代化が妨げられ、婦人全体の評価が低められるおそれがあることに留意し、婦人の自覚、資質の向上をうながすとともに、労働諸条件改善等の施策を推進することが必要であろう。

2 乳幼児をもつ主婦の就業について

乳幼児をもつ主婦の就業については、問題はかなり複雑であるので、婦人一般の就業とは同一視することはできず、次のように考えることが妥当である。

《自由選択の原則》

こどもの精神的発育にとつて、母親のスキンシップは非常に重要であり、また、婦人が次代をになうこどもを出産し、健全に育成するという役割をとおして行なう社会的貢献度も極めて大きい。一方、婦人が就業をとおして行なう経済社会の発展に対する寄与も評価されなければならない。さらに、婦人自身の

働きたいという主体的な価値志向も十分に尊重されなければならない。したがって、婦人の職業活動と母性の両者はともに重視されなければならない。

よつて、乳幼児をもつ主婦が家庭にとどまるべきか、就業すべきかについては、社会的に断定すべきものではなく、婦人自身の主体的な選択により決めるべきものとする。

《自由選択のための条件整備》

主婦が真に自由な選択を行ない得るためには、それを可能にする諸条件の整備が必要である。すなわち、乳幼児をかかえて就業する主婦に対しては、保育施設の整備はもとより勤務時間などの配慮についても検討を要するであろう。一方、育児に専念しようとする主婦に対しては、経済的理由のみで就業に追い込まれることのないように、育児費についての援助、世帯主賃金の向上をはかるなどの適切な施策を講ずるとともに、再就業を円滑にするための雇用、訓練の機会の確保、育児休職制度の普及も必要であろう。

また、個々の婦人が実際の選択にあたって、賢明な判断を行ない得るよう教育と啓発活動も重要である。

なお、終身雇用を基調とするわが国の雇用慣行は、婦人の育児による就業の中断、再就業という場合に、不利に作用しがちであり、それが、自由な選択を阻害する要因にもなっていることに注目すべきであり、このことから近代的な労働市場、労働慣行の形成への努力が必要であろう。

付 属 資 料 1

婦人の就業に関する懇話会

一 各 分 科 会 報 告 一

目 次

検 討 項 目

第1分科会

国民経済的観点からみた婦人の就業

頁

- | | |
|------------------------------|----|
| 1 婦人労働力に対する需給のみとおし..... | 15 |
| 2 主婦の就業の国民経済上のバランスシート | 18 |
| 3 低生産性就業分野の近代化の要請と婦人の就業..... | 19 |
| 4 家計における追加収入・多就業形態..... | 20 |
| 5 婦人の職業に関する基本的考え方..... | 21 |

第2分科会

母性、育児、教育の問題からみた婦人の就業

- | | |
|------------------------------|----|
| 1 婦人の就業が母性機能に及ぼす影響..... | 23 |
| 2 婦人の就業がこどもの心身の発育に及ぼす影響..... | 25 |
| 3 婦人の就業と人口再生産..... | 26 |
| 4 保育の社会化の方向..... | 27 |
| 5 婦人の就業に関する基本的考え方..... | 28 |

第3分科会

婦人の地位、家庭、地域社会の問題からみた婦人の就業

- | | |
|------------------------|----|
| 1 婦人の地位向上と就業..... | 29 |
| 2 家庭生活の安定と主婦の就業..... | 30 |
| 3 地域社会の安定と主婦の就業..... | 31 |
| 4 調和のあるコミュニティの未来像..... | 32 |
| 5 婦人の就業に関する基本的考え方..... | 33 |

第 1 分 科 会

国民経済的観点からみた婦人の就業

日本経済新聞社論説委員

阿 部 恂

農林省農業総合研究所計画部長

並 木 正 吉

評論家、婦人少年問題審議会委員

西 清 子

日本女子大学助教授

広 田 寿 子

法政大学教授

舟 橋 尚 道

1 婦人労働力に対する需給のみとおし

(1) 需要の動向

本格的労働力不足と考えるべきか

婦人労働力に大幅な需要があるのか、また、今後その需要が相当に伸びるかどうかは、検討を要するところである。

わが国の労働力の不足状況について、西欧諸国の状況を基準としてみると、労働力全体として不足状態にあるとはいえないのではないかと。西ドイツ、イギリスでは、国民総生産は日本とほぼ同じ規模であるのに、就業者数は約半であり、労働力の不足分を外国人によつてまかなわざるを得ないという状況にある。これに対して、わが国では、まだ人のむだづかいが多く残っており(たとえば、アメリカにくらべると、同じ工場設備でも直接部門に対する間接部門の人数が多い。)、また、中小企業などの低生産性分野

の比重も大きく、全般として省力化や設備合理化等の生産性向上の余地は大きいといえる。若年者や技能労働者などの部分的労働力の不足が全体の労働力不足感を生み出しているが、これらの部分層を除く中高年齢層は、まだ、過剰の基調にあるといえよう。また、パートタイマー等主婦労働力に対する需要についても、それは若年労働力の不足をカバーするもので、賃金が低いから需要があるということもできよう。

婦人労働力の需要は増大

今後、わが国の経済は高度成長を持続するであろう。実質国民総生産の成長率が10%前後で伸びていくとすれば、昭和50年代には欧米のレベルになるから、労働力も現在の英独と同様の需給均衡の状態になろう。長い目でみれば、将来の婦人労働力の需要は増加するものと考ええる。

(2) 供給の動向

主婦労働力の供給条件

主婦労働力の供給は、各種の条件によつて決まる。世帯主の賃金は現在の情勢から推すと、家計の上で主婦就業の抑制要因として働くほど上昇するか、どうかは疑問である。婦人の賃金が高くなれば、主婦労働力の供給が増すことになるが、この動向がはたしてどうなるかは問題があり(後述のように二つの見解がある。)、一概にはいえず、供給条件としては判定しにくいところである。

また、わが国の農業の動向が主婦労働力の供給条件として影響するところが大きい。農業を主とする婦人の業主、家族従業者は今後とも減少し、雇用者に移動するという就業構造の変化がさらに進むものとみられる。勤労者世帯の家計については、持続する物価高、消費欲望の増大などがさらに圧力として加わるであろう。

婦人労働力の供給の増加

以上の条件のほか、婦人の社会参加意欲の増大などもあつて、今後は婦人、とくに中高年主婦労働力の供給は増加に向かうであろう。

(3) 婦人の就業動向

女子中高年就業人口の動向

労働力委員会の報告（経済審議会労働力研究委員会が昭和44年12月に報告したもの）によると、昭和43年から50年まで労働力人口全体の伸びは鈍化するが、女子の40～64才層のみは大幅に増加することが見込まれている。この年齢層の女子がはたしてその水準までに労働力化するかどうかは問題であるが、現在のところこれを否定する材料はみあたらない。

第3次産業等への就業分野拡大

就業分野では、大勢として農業から第2次、第3次産業へと比重が移り、女子の就業分野もこの中で拡大するであろう。婦人の就業分野は徐々にアメリカ型に近いものになる傾向があり、労働集約的で技術を集約するタイプ、付加価値の多い加工型で、婦人の就労の機会もふえ、専門的職種をはじめ、サービス関係でも増加するであろう。

パートタイマーの増加

パートタイマーについては、現状では景気調節的役割をもつた臨時工の性格が強く、一種の低賃金属を形成していることになり問題があるところであるが、今後、パートタイマー制度がもつ近代性、積極的意義（婦人の就業と家庭責任の両立など）のプラス面を伸ばすような施策を展開することにより、就業は増加することが予想される。

(4) 賃金の動向

賃金改善が進むとする見解

婦人の賃金が、今後、上昇し、低賃金状態をぬけ出せるかどうかについては見解がわかれる。その一は、経済成長過程において、農業雇用者、屋外労働者、零細企業労働者などの賃金が、大企業サラリーマンのそれより相対的に伸び率が高くなり、賃金格差は縮まって平準化に向かっているが、

主婦のパート・タイマーの賃金についても、限界労働力としての需給関係から相対的に上昇率が高くなり、いわゆる低賃金状態は改善するであろうということである。

賃金は低くおさえられるとする見解

その二は、主婦労働力は家計の動向からみても、供給圧力が強く、一方、なお、大勢として残るであろう年功序列賃金（徐々に職務給等に移行する）のもとでは、家庭責任との関係で婦人の賃金は低くおさえられるということとである。

2 主婦の就業の国民経済上のバランスシート

主婦の就業は国民経済上ひきあうか

就業と社会的コストの関係

主婦が就業することによる国民経済への貢献度（総生産への寄与率など）と主婦労働力における出産、育児、家庭責任などの特質に対する社会的コスト（保育所設置などの社会投資）とのバランスシートを国民経済においてどのように評価するかは、十分な資料がないので、にわかには判断しがたい。

婦人労働力の需要と社会的コスト

婦人労働者の特質に対して、社会がどの程度カバーするかは、婦人労働力の需要あるいは需給関係の如何によつて決まるといえよう。したがつて、婦人労働力に対する社会の需要が高まるにつれて、婦人労働力に対する社会的コストの支出は増加せざるを得ない。現状において、婦人労働力に対する絶対的な需要がないとするならば、社会的投資としての保育所等はそれほどには整備、拡充が進まないのではなからうか。

企業等の負担による保育施設

婦人の特質に対する措置をすべて公的負担によつて解決すべきものでもなく、たとえば、婦人自身が保育費用を出すということ、または企業の負担で設

置するということも考えられる。しかし、企業としては、企業内保育施設を本格的に整備しようという状況にまで至っていない。現状程度の労働力不足では管理がめんどりで、コストのかかる労働力をぜひとも確保したいというわけでもないであろう。

保育所設置と婦人雇用の促進効果

わが国の保育所普及率は、世界主要国において、ソ連に次ぐ高いものであるが、今後これを増設するとしても、それは婦人の雇用の促進する機能としては、大きく作用しないであろう。保育所は、むしろ、婦人の就業の後始末的な役割をもつものと考えるべきであろう。

3 低生産性就業分野の近代化の要請と婦人の就業

— 主婦労働力の安易な供給は生産性向上や労働関係の近代化の阻害要因とならないか —

主婦就業の低生産性部門への片寄り

現状として、主婦の就業が中小零細企業などの低生産性分野に片寄っていることは事実である。このように、主婦労働力が安易に得られることは、生産性向上や労働関係の近代化のための企業努力を鈍らせることにならないかどうかは心配されるところである。少なくとも、パートタイマーなど主婦労働力を企業の若年者不足対策のための補助的労働者としてのみ扱っている現状から、今後とも近代化の阻害要因となる可能性は強いと考える。

今後改善に向かうとする見解

しかし、今後については、これらの傾向が二つの面から改善されていくことが考えられる。その一は、労働力需給関係の変化からのもので、将来、労働力不足がさらに深刻化してきた場合、売手市場となつて賃金その他の労働条件は、当然改善に向かうということ、その二は、経済の国際化及び産業構造の変化に伴ない中小企業といえども、省力化や設備の合理化など生産性向上が進むということである。これらのことから、それに対応する高賃金が支払

われることができるようになり、低生産性就業分野そのものが改善に向かい不熟練労働者に対する需要は少なくなるであろう。

今後それほどに改善しないとする見解

資本主義の経済発展の中には安い労働力ならば使っていくという傾向がある。婦人側には、物価上昇、進学率の向上等家計を圧迫する条件があり、主婦労働力の供給増加は大幅に見込まれる。今後も、いわゆる経済の二重構造が続くかぎり、婦人の低生産性分野への就業は存続するであろう。

4 家計における追加収入・多就業形態

(1) 家計の追加収入欲求

経済の大型化と家計

経済の高度成長により消費財の大量生産および商品、サービスの大量販売体制が進行したが、一方、家計もこれに対応して消費欲求が刺激され、生活水準向上のための追加収入を求める意欲が増大し、勤労者世帯の主婦の就業が促進された。

生活防衛のための追加収入

勤労者家計において特筆すべきことは、高度経済成長のひずみからくる物価高、住宅問題の深刻化および社会保障のおくれによる老後の不安などに対して家計が収支維持ないしは貯蓄の必要に迫られることである。今後は、核家族化の進行もあつて住宅の要求も強まり、これまでにまして主婦の就業を増進させるものと考えられる。

(2) 多就業形態についての考え方

経営の効率化と多就業

家庭婦人も労働に参加するという家族の多就業形態については、産業、企業側では経済の効率化の上で、一応問題があるところであろう。賃金を

倍にして、2倍の働きをさせるということは、経営にとつて、労務コストを割安にするというメリットがあるかもしれないが、現実には、年功序列の賃金、雇用の制度がとられている企業においては、実施が困難であり、こういった少数精鋭主義をとり得るところは、新たに発足する企業に限られるであろう。

国民性による相違

家族の多就業は国民性も反映するので、国によつて異なる。例えば、イギリスでは耐久消費財の普及がおそいこと、進学率が高まらないことからもうかがえるように経済の刺激によつて欲望をもたせようとしても国民がついていかない。日本はアメリカに似た経済体質及び国民性をもっているといえよう。

5 婦人の職業に関する基本的考え方

(1) 婦人の就業は助長すべきか、否か

経済の高度成長が続くかぎり、労働力の需要は強まり、一方、家計その他の条件から就業意欲も高まると考えられるので、国民経済においては、これらの需給を有効に、かつ適正に結合させるべきものとする。

(2) 乳幼児をもつ主婦の就業を助長すべきか否か

経済の上からは一概にはいえず、中立といわざるを得ない。

しかし、これらの主婦が就業するかしないかについては選択の自由を確保することは必要である。就業希望者がある場合、その就業が可能になる条件を整備していくこと、すなわち、乳幼児をかかえた主婦が就業を希望する場合は、保育所の整備が必要であり、一方、育児に専念することを希望する場合は、経済理由のみで就業に迫られることのないようにするとともに中高年になつて再雇用を希望する場合は再訓練も必要である。

第 2 分 科 会

母性，育児，教育の問題からみた婦人の就業

日本女子大学教授

久 保 ま ち 子

厚生省人口問題研究所長

館 穂

愛育病院院長

内 藤 寿 七 郎

大妻女子大学教授

平 井 信 義

東芝中央病院院長

森 山 豊

1 婦人の就業が母性機能に及ぼす影響

(1) 就業と母性機能の関係

婦人の特質と就業

婦人の特質は、妊娠、出産という母性機能を有し、一般的に家事・育児の責任を負っていることであるが、就業している場合、さらに労働による影響や家庭責任との二重負担による影響が加わる。

就業婦人の傾向として特に注目される点は、出産年齢が家庭婦人にくらべておけていることである。これは、経済優先の観念によるばかりでなく、住宅事情やあるいは専門的・技術的職業に従事している者が妊娠や出産によつてひきおこされるであろう職務上のマイナスの懸念などの理由からと考えられる。

高年出産による障害

医学上からみれば、出産年齢が高いということ、また、人為的に出産がひき延ばされている（30才以上の高年齢初産婦における受胎調節率30%、人工中絶率26%）という傾向は、極めて憂慮すべき問題である。なぜならば、人工中絶は異常出産や不妊症の原因をひきおこし、高年齢による初産は母体や胎児への障害率を高めるからである。たとえば、30才以上の妊婦の死亡率は4倍になる。先天性異常についても20才代及び30才代は2%であるが、40才代は7%に増加している（昭和43年厚生省調べによる）。

(2) 妊娠期間中の就業と母体、胎児の影響

妊娠初期への配慮

妊娠期間中とくに注意を要する期間として、妊娠初期と後期があげられる。この両期のうち後期は産前休暇制もあつて、一般に認識が深められているが、胎児の器官形成期といわれる妊娠初期については、その認識が足りない。たとえば、つわりの時期に胃の不快感からむやみに薬を飲んだり、レントゲン検診を受けるなどのまちがった処置がみられる。この時期は流産しやすく、つわりによる影響も含めて、母体および胎児にとつて大切な時期であるので、就業婦人に対しては特別の配慮がとくに必要である。

妊娠中の職業生活による障害

就業婦人は、妊娠中労働生活と家庭生活との二重の責任から家庭にいる婦人にくらべて体力的な負担が重く、また、職場での精神的負担や通勤上の疲労からの影響も高く、流・早・死産に至る率が高い。

社会環境改善の必要

婦人の母性を尊重する手当が十分になされるならば、婦人が就業することは差支えないと考える。したがつて、今日の複雑な社会状況のもとでは、就業する婦人に対する母性保護の対策は、単に職場環境の改善のみにとどまらず広く、住宅対策、通勤対策など社会環境の実態は握と整備も必要で

ある。

2 婦人の就業がこどもの心身の発育に及ぼす影響

(1) 母親の就業とこどもの身体発育

施設児にもおくれはみられない

母親が直接保育する場合と、昼夜保育所において保育する場合とのこどもの身体的発育については、十分な人員と良い保育内容が用意された場合には、身長、体重等の体位には全く差がみられない。ただし、幼児の言語の発達については施設児では若干のおくれがみられるが、これは母親育児に復することによつてすぐにおくれが取り戻せる程度のものである。

人工栄養児にもおくれはみられない

母乳による場合と人工栄養による場合の乳児の発育差については、体位では差はみられない。り病率では、人工栄養による3カ月児までは、かぜ等の軽い病気にかかり易いという程度の差のみで、それ以上のり病率および死亡率については、特別の悪条件（貧困による住居、保健条件の劣悪性）がないかぎり、その差異は認められない。

(2) 母親の就業とこどもの心の発達

母子接触の必要

こども、とくに乳幼児の順調な心理的発達にとつては、母親との接触関係が欠くべからざるものである。乳児の段階においては、まず、母親との皮膚による接触（スキンシップ）、さらには幼児への成長段階においては視聴器を通じての関係により、情動から情緒さらには情操（愛情）が育ち、自我が形成され、言語、知能が発達するわけであるが、いわゆる「人見知り」をする9カ月から2才半までの年齢期は、とくに親密な母子の接触関係をもつ必要がある（3才を過ぎると徐々に友人関係が要求される）。こどもに何か不安があつた場合、直ちにそれを受け入れてくれる者がいると

いうことが必要であり、信頼関係が重要なのである。

施設保育での問題点

乳幼児が保育所等で育てられる場合、保育者と乳幼児の接触の時間が短いことが問題となろう。保育所では、従来、収容児数と保母の定数との関係もあつて、母親育児の場合にくらべて約 $\frac{1}{7}$ の接触時間であつたのが、最近では、それが $\frac{1}{5}$ ないし $\frac{1}{3}$ の割合にまで改善されつつある。しかし、まだ、接触量としては問題があろう。つぎに、接触の連続性ということであるが、保母が交替することや保育所から家庭に育児を切り替えるときのことなどにより保育者との連続性が保たれず、こどもの情緒面の安定に大きな支障となる。

施設保育の改善

なお、保育所については、最近諸外国において施設保育をできるだけ一般家庭の育児に近いものにするという「保育所の家庭化」が一部進行しているが、これらの措置や保母との接触時間の増大あるいは保育所に預ける時間をできるだけ短くして、その後の母親との接触時間を多くもつなどの方法により「精神的ホスピタリズム」というこどもの心理的発達に対する障害もある程度除去できるものと考えられる。

鍵つ子の問題

つぎに、母親が就業することによる少年期のこどもの心理への影響については、母と子のコミュニケーションが十分に行なわれているか、どうかにかかっている。母親が働くことにより、こどもをうるさく思つて遠ざけたりすれば、こどもの人格形成に悪影響を与えるといえよう。

3 婦人の就業と人口再生産

(1) 出生率と人口

就業婦人の低出産

家庭にある婦人と就業している婦人とは、初婚年齢はほとんど同じ（どちらも24才）であるが、平均出生児数では相当の差異がある。すなわち、家庭婦人では2.20人の出生であるのに対して、就業婦人では人為的出生抑制が多く、そのために1.62人と低い。

人口減少のおそれ

わが国の人口政策としては、将来、決して高い人口増加を望んではないが、少なくとも人口が減少に向かうこと（人口構造のひずみが大きくなる。）だけは避けるべきであり、人口の増減を横ばいにして、人口の質をよくすることを目標としている。しかしながら、前述のような出生率で、今後、婦人の就業者がますます増加するとすれば、将来人口は減少にいたり、重大な問題となる。

(2) 人口の体質と婦人のライフサイクル

人口の体質改善

将来人口の体質をよくするという点からも、婦人の初婚年齢および初産年齢を今より低くして（高年初産の弊害を除く）、2～3年間隔で2人ないし4人の子どもを出産することが望ましい。

M字型雇用

こどもが乳幼児期である間は、婦人は家庭にあつて育児に専念することが望ましい。しかして、育児の手が離れる頃に再就職するいわゆるM字型雇用が婦人のライフサイクルとして最も望ましい形と考える。

4 保育の社会化の方向

保育の社会化

施設保育は、こどもの成長にとつて家庭保育にかわり得るものではない。しかし、生計を維持するために就業を余儀なくされる母親にとつては、保育所は必要なのである。その場合、保育所はできるだけ家庭環境に近いものに

する工夫が必要である。

一般に、「婦人が就業する」ということ自体は保育の条件が整っていればこどもの発育の障害になることではないが、保育所が不備であり、主婦の就業の多くは労働条件が低く不安定である現在の社会環境のもとでは、保育の社会化は促進すべきではない。また、学童保育においても同様であると考えらる。

しかし、専門的技術的職業をもつ婦人は、その仕事の性質上、あるいは責任上就業を継続することが社会的に望まれる場合が多い。これらの婦人に対しては、社会的援助を積極的に検討することも必要であろう。

母親の育児と就業

母親がこどもを養育する価値より、単純労働や雑役であろうとも外に出て働く方が価値が高いというような社会的評価もある。しかし、「こどもを育てる」ということは次代の国民を育成するという社会的価値の高い仕事である。その意味で、育児期間中、母親が家庭に戻ることができるよう国としてできるだけの措置、たとえば、育児休職と育児手当の支給、再訓練・再教育の機会の拡大など考えるべきである。

5 婦人の就業に関する基本的考え方

(1) 婦人の就業は助長すべきか、否か

婦人が一般に就業することについては、特段の支障はない。しかし、今日の如き状態のもとでは、助長するほどではないと考える。

(2) 乳幼児をもつ主婦の就業を助長すべきか、否か

主婦が自己発展を望み、社会的連帯感を求めて就業するという価値と、立派なこどもを出産し、よりよく育てるという社会全体の発展と密接な関連をもつこととなる育児という仕事の価値とは必ずしも同一の尺度では比較できるものではないが、現実には、就業するとしても労働条件の低い単純、不熟練労働であること、保育所にこどもを預けるとしても、こどもの心身の発育にとつて十分なものでないなどの社会条件のもとでは、乳幼児をもつ主婦の就業は助長する必要はない。

第 3 分 科 会

婦人の地位、家庭、地域社会の問題からみた婦人の就業

東洋大学学長

磯 村 英 一

日本女子大学名誉教授

氏 家 寿 子

東京工業大学教授

林 雄 二 郎

津田塾大学学長

藤 田 た き

東京教育大学助教授

森 岡 清 美

1 婦人の地位向上と就業

婦人の就業と地位向上

婦人が就業することによつて、経済力をもち、主体性を確立することは、婦人の地位向上につながる。

婦人の就業の継続

現在において、再就職時の雇用条件は限定されがちであり、また、専門的技術的職業の場合においても、それ相応の条件が確保される可能性は容易ではない。

それ故に婦人の就業は継続されることが望ましい。

2 家庭生活の安定と主婦の就業

(1) 主婦の就業と家族関係

家族間の役割関係の変化

主婦が就業する場合は、いずれにしても家事労働の簡素化、能率化といった作業様式の変化とともに、夫やその他の家族構成員による家事、育児の分担範囲が拡大し、分担頻度が高まるという役割関係の変化がみられ、主婦による家事育児の専担パターンから、家族員が加わつての分担パターンに変わる。

こうした変化は、当然、主婦の家庭における地位に影響を与えるものであるが、それが円滑に行なわれるかどうかは、家族構成員のうち、とくに成人である家族達の主婦の就業に対する理解と協力の度合、対応の仕方に依存する。

また、結婚当初より共働きをしている主婦の場合は、職場と家庭責任との調和を図ることを前提とした生活の仕方についての理解もあり、生活の中に習慣が確立されているので、家族の役割の変化は、いわゆる安定度が高い。一方、結婚後数年を経てから就業する主婦の場合は、再順応、再適応を必然的に伴うので、そこで新しい理解と努力は要請される。

夫婦間の勢力関係の変化

主婦が就業することによつて、意志決定を伴う主婦の発言力が強まり、勢力関係においても夫優位型から共同型、あるいは一致型へ変化する。このような変化は、場合によつては役割期待や役割遂行のくい違いや、夫婦間の情緒不安定の要因ともなるが、それは家庭生活における構成員の相互理解で十分に克服することができる。しかし、主婦が就業することは、収入の増加とともに就業によつて得ることのできる知識、判断力など、家庭生活の充実、向上をもたらし、ひいては夫婦間の情緒関係に、いわば動的な安定を与え得る。

親子間の情緒関係の変化

母親が働くことによつて親子間の情緒、權威關係の変化がみられるが、これはこどもの年齢、こどもの接触の密度によつて、あるいは母親の職業に対するうちこみ方（職業意識）のいかんによつて影響度は違う。

「妻の職業に対するうちこみ方が高いほど、夫婦間の情緒的満足度は高い」といわれているが、こどもについても同様のことがいえる。従つて、母親の就業そのものがこどもとの愛情關係にマイナスに作用するとは一概にいけない。

(2) 主婦の就業と家庭管理

家事労働の省力化

生活様式が単純化され、生活習慣の変化に伴なつて家事労働は軽減され、そのためのカロリー必要量は減少している実態である。しかも、育児は家事作業とはしない。したがつて、今後も、家事作業の産業化及び生活の簡素化に伴ない家事労働は、一層、省力化されることが予想される。

主婦の役割の変化

家事労働の省力化や合理化が進むことに伴ない主婦の役割が変わり、家庭生活の情緒安定に必要な管理能力の面が重要視されるようになつている。この能力の発揮は、主婦の就業によつて特段にさまたげられるものではなく、比較的円滑に進み得るものである。また、それは、主婦としての教養の向上によつて十分に管理能力を高めることが可能である。

3 地域社会の安定と主婦の就業

地域サービスの組織化

現在行なわれている地域サービスの機能は、主婦が家庭にいたことが前提となつているので、主婦が就業すると、主婦の不在によつて集配、防災等の日常生活面における支障をきたしやすい。しかし、これらの問題は地域サービス機能の組織的な改善によつて解決の可能性がある（たとえば、銀行による支払い制度や警備保障の企業化など商業ベースによる方法がすでに実現さ

れている。マンションは組織化した地域の代表的なものであろう)。若い年代においては、共働きが生活条件の前提になりつつあることにかんがみ地域サービスの組織的改善は、今後一層、進められるであろう。

主婦の就業と市民的連帯感

市民的連帯活動は、主婦が家庭にいる現在の地域社会においても必ずしも活発とはいえない。これは労働力の流動化、人口移動化の激しさなども一つの要因としてあげられる。

しかし、今後、週休2日制の実現や労働時間の短縮によつて、自由時間が増加されるならば、主婦が就業していても、近隣との交際の機会が拡大され、これまで内向的傾向が強かつた家庭生活を地域社会に向かつて開くことが十分予想される。

4 調和のあるコミュニティの未来像

24時間制社会の到来

現在の社会的機能は、主として、昼間に限定されているが、これからの社会においては、それが24時間継続するようなシステムも生れようとしている。こうした傾向の中で労働時間は短縮され、休日日数も増加し、稼働率の平均化が図られる。就業形態も多様化するので、主婦の就業も容易になるであろう。

人間性豊かな生活の欲求

情報化社会・機械化社会が進展すればする程、人間性豊かな生活への欲求が強まることが予想される。また、生活時間の変化により余暇時間の活用も質的に変化し、積極的な社会参加への活動が盛んになるであろう。そういう過程において、生活コンサルタント、余暇活動アドバイザーなど婦人に適した新しい職業が生まれるであろう。

価値観の多様化

未来社会においても、一夫一婦制の結婚形態は、基本的形態であろうが、

しかし、価値観の多様化に伴ない異なつた生活のあり方も予想されるであろう。その他の多様の形態が出てくることも、無視できないであろう。また、核家族化の一層の進行が予想される反面、人間性への欲求から多面的接触の中で家族関係をつくろうとする傾向も増加するであろう。このような中で、男女の役割意識も変化し、職業の選択も格段に自由になるであろう。

5 婦人の就業に関する基本的考え方

(1) 婦人の就業は助長すべきか、否か

婦人が就業することは婦人の地位向上につながり、一般的に助長すべきである。

また、主婦が就業することは、知識・情報、経験、技能、判断力、経済力を得ることになり、それは、主婦自身の個人的、社会的資質を向上させることにつながる。

(2) 主婦、とくに乳幼児をもつ主婦の就業を助長すべきか、否か

婦人が職業上の地位を高めるためには継続就業が望ましいが、一方、乳幼児をかかえている主婦の場合は、育児上の責任等から不安定な労働力になりやすく、そのために、かえつて婦人全体の評価を低める懸念があることなどから、これらの主婦の就業を助長すべきとはいいがたい。

しかしながら、主婦の就業については、その意志を尊重しなければならないので、働くか、働かないかは、自由選択にまかすべきであるが、その場合、公共の責任による働くための条件設定が必要であることはいうまでもない。

付属資料 2

参 考 統 計 資 料

目 次

第 1 表	男女別、年齢階級別労働力人口および労働力率の推移の みとおし……………	37
第 1 図	女子年齢階級別労働力率（日・米・西独比較）……………	38
第 2 表	男女別雇用者数の比較……………	39
第 3 表	配偶関係別女子雇用者数の推移……………	40
第 4 表	女子雇用者の配偶関係別構成（日・米比較）……………	40
第 2 図	雇用者世帯年間収入階級別妻の有業率……………	41
第 5 表	女子雇用者と無職者の一夫婦当り出生児数……………	42
第 6 表	雇用者である母親の就労中のこどもの保育状況……………	43
第 7 表	各国の保育施設等の状況……………	44
第 8 表	雇用者である母親の仕事と家事を両立させて いく上での問題……………	45
第 3 図	家庭婦人の生活時間の変化……………	46

第1表 男女別、年齢階級別労働力人口および労働力率の推移とみとおし

(単位:万人,%)

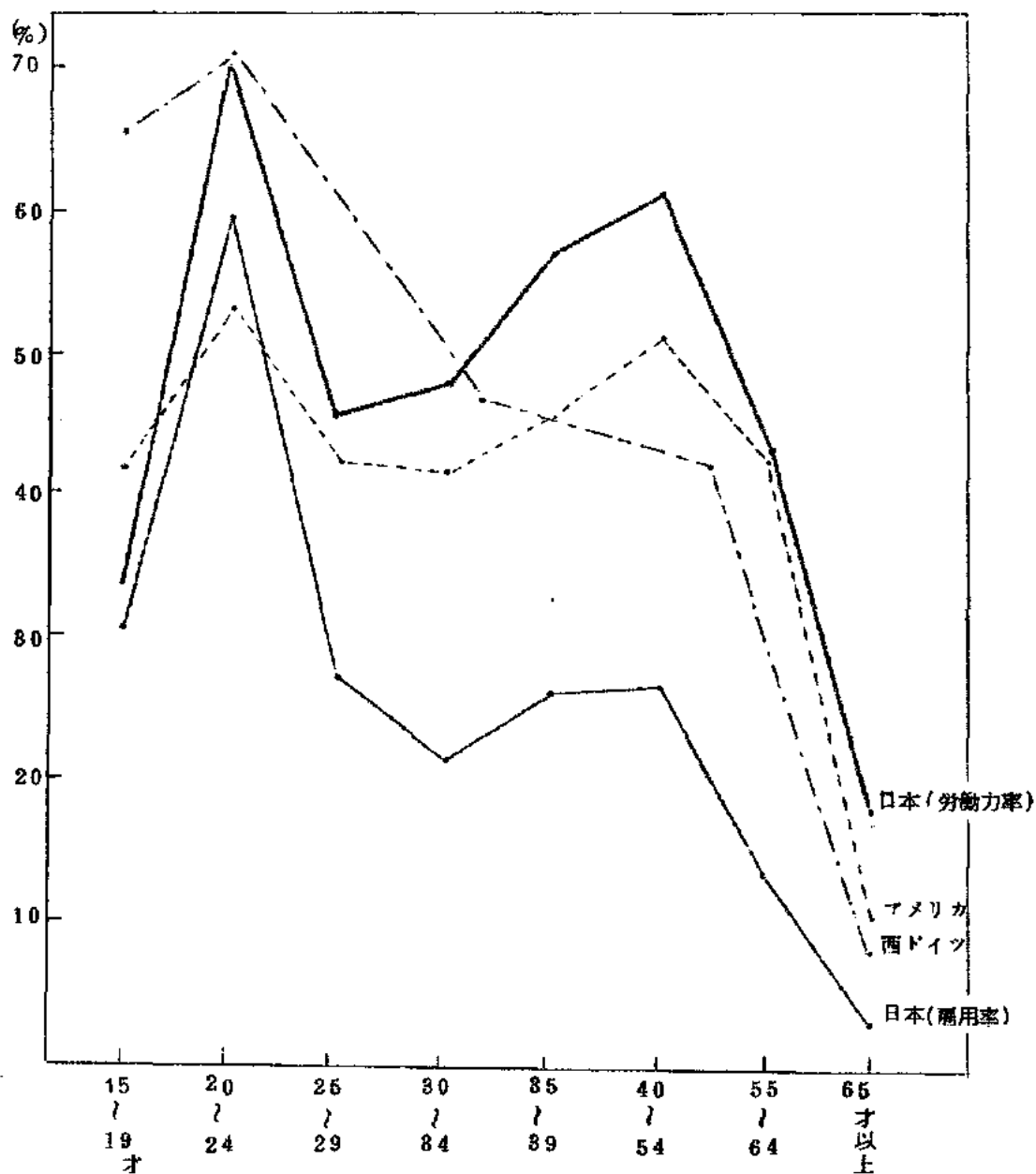
性・年 齢	労働力人口					労働力率					労働力人口年齢別構成比		
	実 数		年平均伸び率			労働力率		労働力率			労働力人口年齢別構成比		
	35年度	40年度	43年度	50年度	50/48	48/40	40/35	35年度	40年度	43年度	50年度	48年度	50年度
男	4538	4816	5076	5480	1.1	1.8	1.2	693	658	659	656	1000	1000
15 ~ 19 才	453	405	387	5450	△7.7	△1.5	△2.2	514	367	372	284	84	41
20 ~ 24 才	608	718	728	627	△2.1	0.4	3.4	790	781	757	687	119	143
25 ~ 29 才	579	600	642	772	2.7	2.3	0.7	744	726	723	718	125	141
30 ~ 39 才	1062	1186	1239	1244	0.1	1.5	2.2	764	760	757	721	246	227
40 ~ 64 才	1602	1680	1849	2342	3.4	3.3	1.0	782	733	743	782	349	427
65 才以上	232	229	232	274	2.4	0.4	△0.2	407	368	335	314	48	50
男 子 計	2682	2900	3068	3338	1.2	1.9	1.6	849	817	821	820	1000	1000
15 ~ 19 才	238	207	194	106	△8.3	△2.1	△2.3	632	368	368	267	71	32
20 ~ 24 才	328	396	392	341	△2.0	△0.3	3.8	875	859	814	737	137	128
25 ~ 29 才	364	395	427	525	3.0	2.6	1.6	955	966	973	970	136	157
30 ~ 39 才	645	754	802	881	0.5	2.1	3.2	964	972	979	976	260	249
40 ~ 64 才	978	994	1095	1336	2.9	3.3	0.3	923	932	940	936	343	400
65 才以上	147	154	159	199	3.3	1.1	0.9	576	562	522	507	53	60
女	1851	1916	2007	2143	0.9	1.5	0.7	543	507	506	500	1000	1000
15 ~ 19 才	220	198	193	116	△7.0	△0.8	△2.1	435	365	377	301	103	54
20 ~ 24 才	280	322	336	286	△2.3	1.4	2.8	709	703	698	637	168	138
25 ~ 29 才	215	205	215	247	2.0	1.4	△0.9	542	492	479	462	107	115
30 ~ 39 才	417	432	437	413	△0.8	0.4	0.7	578	551	534	475	225	193
40 ~ 64 才	624	686	754	1006	4.2	3.2	1.9	553	559	570	641	353	469
65 才以上	84	75	73	75	△0.9	0.4	△2.2	269	214	189	157	39	35

(注) (1) 85~48年度は「労働力調査」(総理府統計局)による実績である。50年度は経済審議会労働力研究委員会の推計による。

(2) 労働力率とは、生産年齢人口に占める労働力人口の割合をいう。

(3) () 内は上記研究委員会の世帯類型別推計による数字である。

第1図 女子年齢階級別労働力率（日・米・西独比較）



(注) (1) 労働力率とは、生産年齢人口に占める労働力人口の割合をいう。

(2) 雇用率とは、生産年齢人口に占める雇用者人口の割合をいう。

資料出所

アメリカ：労働省，“Handbook on women workers”（1968年）

西ドイツ：ILO，“Manpower aspects of recent economic developments in europe”（1969年）

第2表 男女別雇用者数の推移

年	総 数	女 子	男 子	総数中女子の 占める割合 %	指 数		
					総 数	女 子	男 子
昭和25年	万人 1,406	万人 363	万人 1,043	25.8	78.9	71.5	81.8
30	1,783	508	1,275	28.5	100.0	100.0	100.0
35	2,349	711	1,638	30.1	131.7	140.0	128.5
40	2,910	920	1,990	31.6	163.2	181.1	156.1
41	2,994	969	2,025	32.4	167.9	190.7	158.8
42	3,071	1,004	2,067	32.7	172.2	197.6	162.1
43	3,148	1,031	2,117	32.8	176.5	203.0	166.0
44	3,199	1,048	2,151	32.8	179.4	206.3	168.7
45	3,306	1,096	2,210	33.2	185.4	215.7	173.3

資料出所 総理府「国勢調査」(昭和25～40年)
総理府「労働力調査」(昭和41～45年)

第3表 配偶関係別女子雇用者数の推移

(単位：万人，%)

年	総数	未婚	有配偶	死別	離婚
昭和30年	489(100.0)	319(65.2)	100(20.4)	50(10.2)	20(4.1)
35	693(100.0)	438(63.2)	169(24.4)	59(8.5)	28(4.0)
40	909(100.0)	496(54.6)	308(33.9)	72(7.9)	33(3.6)
43	1,019(100.0)	515(50.5)	398(39.1)	106(10.4)	
45	1,086(100.0)	524(48.3)	450(41.4)	112(10.3)	

(注) 農林漁業は除く。

資料出所 総理府「国勢調査」(昭和30～40年)

総理府「労働力調査」(昭和44～45年)

第4表 女子雇用者の配偶関係別構成(日・米比較)

(単位：%)

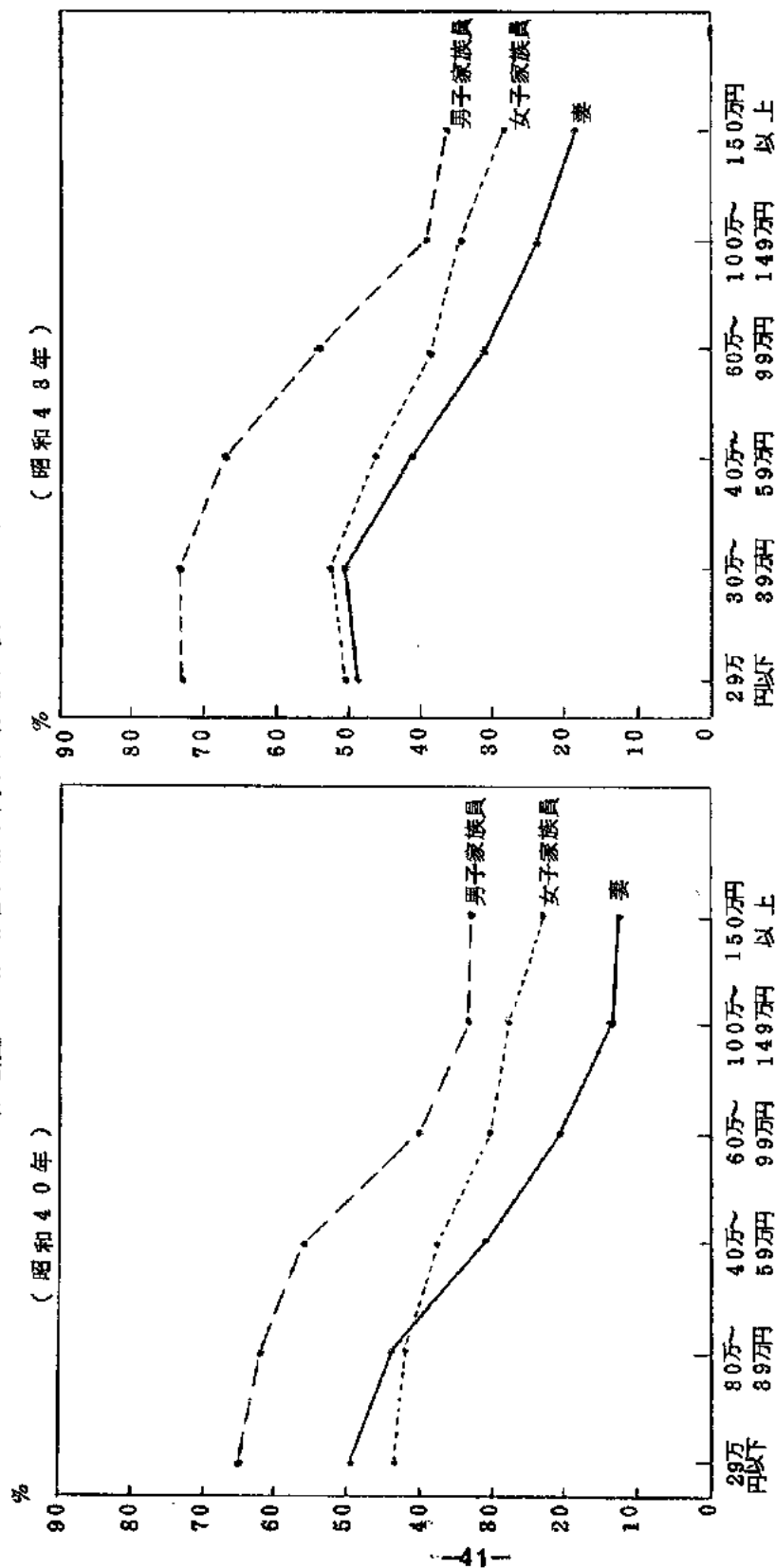
国名	年	総数	未婚	有配偶	死・離別
アメリカ	1967	100.0	21.5	63.5	15.0
日本	1970	100.0	48.3	41.4	10.3

資料出所

アメリカ：労働省「Handbook of women workers」
(1969年)

日本：総理府「労働力調査」(1970年)

第2図 雇用者世帯年間収入階級別妻の有業率



(世帯年間収入階級) 資料出所

(注) (1) 男子雇用者が世帯主である世帯を対象とした。 総理府「職業構造基本調査」特別集計(昭和45年)

(2) 有業率とは、世帯人員数に対する有業人員数の割合をいう。

第5表 女子雇用者と無職者の一夫婦当り出生児数

(単位：人)

結婚持続期間		女子雇用者	無職の主婦
合 計		1.62	2.20
0 ~ 4年		0.41	0.94
5 ~ 9		1.43	1.89
10 ~ 14		1.96	2.44
15 ~ 19		2.57	2.81
20年以上		3.52	3.71

資料出所 厚生省人口問題研究所

「昭和37年第4次出生力調査」

第6表 雇用者である母親の就労中のこどもの保育状況

(1) 乳幼児

(単位：%)

区分	合計	家庭内で家族がみている	本人と一しょにいる(目のところ)	1人でいる	近所にあずけている	公認保育所にあずけている	無認可施設にいない	幼稚園に行っている	その他
0才児	100	56	13	—	13	5	3	—	13
1, 2才児	100	55	13	4	11	12	4	—	4
3~6才児	100	31	7	7	4	35	2	29	2

(2) 小学生 (単位：%)

区分	合計
合計	100
こどもが帰ってくるまでに仕事は終わる	21
こどもが帰ってくるまでに仕事は終わらない	79 (100)
1人でいる、友達、兄弟といふ(留守番をしている)	(46)
家の者といふ	(24)
学習塾へ行っている	(6)
近所の家にいる	(9)
学童保育の施設へ行っている	(2)
本人と一緒にいる	(4)
その他	(4)

資料出所

労働省、総理府

「保育および就労に関する

母親の意識調査」

(昭和43年)

第7表 各国の保育施設等の状況

国名(年次)	該当年齢	施設数	定員	該当年齢人口,000人 対定員数比率
	(才)	(所)	(人)	
ブルガリア (1960)	0~3		10,000	19
デンマーク (1958)	0~3	118	4,075	18
フィンランド (1959)	0~3	112	3,280	10
フランス (1956)	0~3	450	14,910	5
西ドイツ (1960)	0~3		71,717	67
ノルウェー (1960)	0~3	31	743	3
	4~7	62	2,033	11
ポーランド (1958)	0~3	919	49,194	22
スウェーデン (1962)	0~7	276	11,369	15
イギリス (1956)	0~5	1,011	30,930	7
ソ連 (1959)	0~3		1,208,400	108
	3~7		2,671,000	
日本 (1967)	0~6	12,000	968,300	85
(1970)	0~6	13,467	1,060,557	87

資料出所

各国: WHO「保育施設の状況」(1964年)

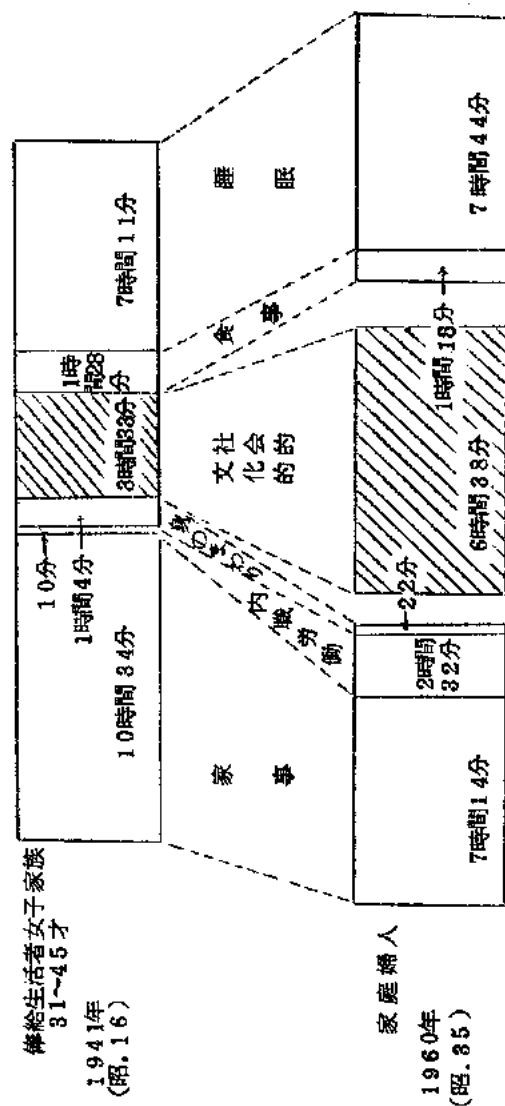
日本: 厚生省「全国要保育児童等実態調査」および厚生省人口問題研究所
「全国年齢別人口の推計」より労働省婦人少年局が推計したもの。

第 8 表 雇用者である母親の仕事と家事を両立させていく上での問題
(単位：%)

区 分	乳幼児のある者	就学児のみある者
合 計	100	100
困っていること・悩んでいることがある	52	50
こどもの保育	22	4
こどもの教育	12	23
こどものしつけ	13	14
通勤時間	2	3
買い物	2	2
集金・ゴミ処理	2	3
疲労する休息がとれない	14	16
仕事が多忙にできない	3	4
困っていることはない	48	50

資料出所 労働省・総理府「保育および就労に関する母親の意識調査」(昭和43年)

第3図 家庭婦人の生活時間の變化



資料出所

N. H. K 「日本人の生活時間」(昭和40年)